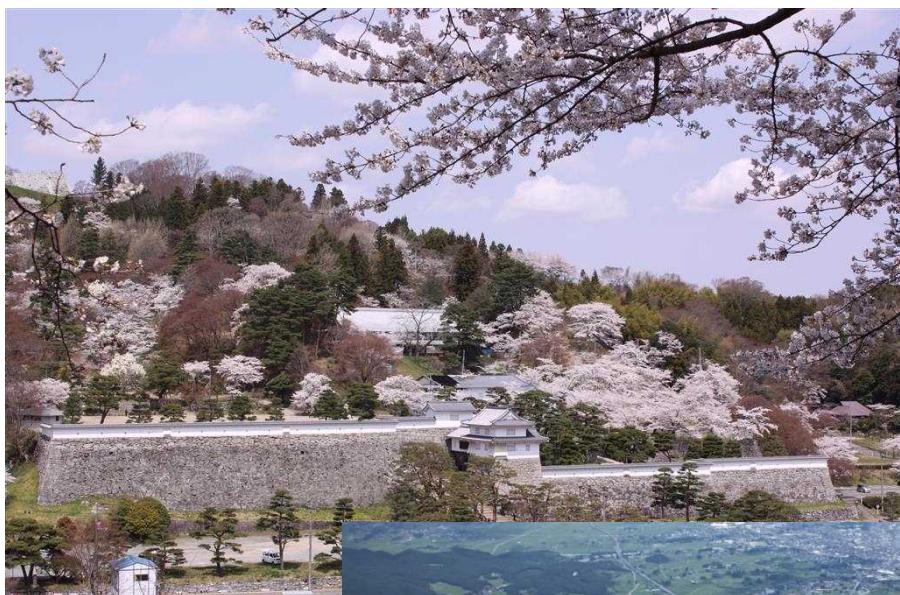


# 二本松本宮都市計画

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 〔二本松本宮都市計画区域マスターplan〕



桜に彩られた霞ヶ城公園  
(二本松市)



本宮工業団地を上空から望む  
(本宮市)

平成 26 年  
福島県

## 都市計画区域マスタープランの見直しにあたって

都市計画区域マスタープランは都市計画法に基づき、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、都市計画の基本的な方向性を示すものです。

本県では平成16年に全都市計画区域で策定し、近年の少子高齢・人口減少社会の本格的な到来、市町村合併や生活圏域の広域化などの社会情勢の変化を背景に、平成21年3月に策定した「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を根幹に据えながら、持続可能な集約型の都市を実現するため都市計画区域マスタープランの見直しを行うこととしました。

見直しを進める中、平成23年3月に東日本大震災及び原子力災害が発生し、本県に大きな被害をもたらし、特に原子力災害では、長期間帰還困難な土地が生じたほか、県内の多くの地域が放射性物質による影響を受け、発災から3年が経過した今なお、多くの県民が避難生活を続けている状況にあります。

一方、県では、復興に向けた具体的な取り組みや事業を示した「福島県復興計画」を策定し、安心して住み暮らせるふくしまを取り戻すとともに、ふるさとで働くよう農林水産業の再生や産業の集積を図るなど、様々な施策により「誇りあるふるさと再生の実現」に向けて、復興の主体である地域・市町村等とともに全力で取り組んでおり、着実に元気を取り戻してきています。

今回の都市計画区域マスタープランの見直しにおいては、これらの状況を十分に考慮し、大震災や原子力災害を踏まえた緊急的対応として、復興公営住宅の整備等による生活環境の確保やコミュニティの再生など、避難先において安心して生活できるまちづくりに取り組むとともに、長期的には、一日も早い本県の復興・再生を念頭に置きながら、新たな産業の集積等による「活力と賑わいのあるまちづくり」、大規模災害等を考慮した「安全・安心な災害に強いまちづくり」、「地域のコミュニティの維持に配慮したまちづくり」などを推進し、本県の都市づくりの基本理念である「都市と田園地域等の共生」の具現化に取り組んでいくものとしています。

平成26年5月

## 目 次

<b>1. 基本的項目</b>	1
1) 対象区域	1
2) 目標年次	1
<b>2. 都市計画の目標</b>	2
1) 都市の現状と課題	2
2) 都市づくりの理念	5
3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ	11
4) 保全すべき環境や風土の特性	11
<b>3. 区域区分決定の有無</b>	12
1) 区域区分の有無とその理由	12
<b>4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針</b>	13
1) 主要用途の配置方針	13
2) 土地利用の方針	13
<b>5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針</b>	16
1) 交通施設	16
2) 下水道及び河川	18
3) その他の都市施設	19
<b>6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針</b>	20
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	20
<b>7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針</b>	21
1) 基本方針	21
2) 主要な公園緑地の配置方針	21
3) 実現のための具体的な都市計画制度方針	22
4) 主要な公園緑地の確保目標	22

## 1. 基本的項目

### 1) 対象区域

本都市計画区域は、二本松市、本宮市及び安達郡大玉村の各行政区の一部により構成される 21,828ha である。

区分	市町村(現在)	範囲	規模
二本松本宮都市計画区域	二本松市	行政区域の一部	10,976ha
	本宮市	行政区域の一部	6,430ha
	大玉村	行政区域の一部	4,422ha
	2市1村		21,828ha

### 2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成22年度を基準とし概ね20年後の平成42年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10年後の平成32年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・ 都市的大土地利用の規模
- ・ 都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・ 主要な緑地の確保目標

## 2. 都市計画の目標

### 1) 都市の現状と課題

#### ① 広域的視点から見た現状と課題

本都市計画区域は、県庁所在地の福島市と経済・流通の中心である郡山市の中間に位置し、安達太良連峰と阿武隈高地に囲まれ、阿武隈川流域の2市1村から構成される区域である。東北本線、東北自動車道や一般国道4号等の幹線道路が通っており、南北方向に強いつながりを持つが、東西方向は阿武隈川や奥羽山脈、阿武隈高地など地形上の制約などもあり、交通量、交通網の整備とも、比較的少ない状況となっている。

本都市計画区域の地域拠点である二本松市の中心市街地は、江戸時代藩主丹羽氏の治世に、現在の中心市街地の原型が形成され、明治時代に入ると、福島県二本松町として安達地方の郡都に位置づけられた。もう一方の地域拠点である本宮市の中心市街地は、奥州街道の宿場町として形成され、古くから交通の要衝としての役割を担ってきた歴史をもつ。また、大玉村を始め区域内には優良な農地・農村地帯が広がっている。

飛び地となっている阿武隈高地の中部に位置する二本松市岩代地区は、小浜城の城下町として形成され、城下町の面影を残している。本都市計画区域は、福島市、郡山市の中間に位置し、両市を中心とした都市圏の利便性を享受しながら、安達太良連峰・阿武隈高地や、その裾野に広がる田園などの自然的資源に恵まれた地域である。

区域内の各拠点それぞれの機能を維持・強化しながら、飛び区域となる岩代地区など、各拠点の連携や区域外との都市とのネットワークの強化が求められる。

#### ② 土地利用に関する現状と課題

本都市計画区域を構成する市町村の人口は、近年横ばいであるものの、今後、減少が見込まれる。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下、「東日本大震災」という。）や東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）などの影響により若い世代を中心とした県外への人口流出や本都市計画区域内への浪江町など他市町村からの人口流動が大きくなっている。今後の土地利用の動向に影響を及ぼすものと考えられる。また高齢化率は、市街地では県平均を下回っているが、田園地域では高い傾向にある。今後も高齢化率の上昇が見込まれるなか、遊休地や未利用地の増加のほか、人口減少や高齢化等により伝統文化の継承や自然環境の保全、日常生活の支え合いなどを担ってきた地域コミュニティの活力の低下が懸念される。

古くから城下町として形成された二本松駅周辺、宿場町として形成されてきた本宮駅周辺の市街地は、狭隘な道路や老朽化した木造住宅等が多く残っており、市街地の防災機能の向上が課題となっている。また、これらの市街地は、空き店舗や空き家が増加し、空洞化が進行しているため、公共交通の利便性向上や都市機能の集積、にぎわいの創出等により市街地の魅力の向上が必要である。

二本松市役所岩代支所周辺や大玉村役場周辺などの主要な施設が集積する地区では、地域を支える生活支援拠点として、近隣の住民の日常購買需要に対応する商業地やサービスの確保を図る必要がある。

市街地周辺においては、優良な農地、阿武隈川等の河川、安達太良山の山並み景観などの豊かな自然環境の保全に努め、都市と農村との適正な調和を図りながら、無秩序な

市街地の拡大を抑制することが必要である。

岩代地区は阿武隈高地の中山間地域に位置し、平地が限られており、秩序ある土地利用が図りにくいことから、都市と田園地域等との適正な調和を図っていく必要がある。

工業地については、既存工業団地の土地の有効利用を始め、高速交通とのアクセスなど、本都市計画区域の利便性を生かした産業集積のための基盤づくりを計画的に進めていく必要がある。

### ③ 都市施設に関する現状と課題

交通施設については、区域内に2つのインターチェンジを有する東北自動車道、一般国道4号を始め、南北方向が中心となっている。本都市計画区域内の一般国道4号の4車線化が完了し、南北方向の交通は改善されたが、市街地から一般国道4号へのアクセス道路や、東西方向を結ぶ交通網の強化が望まれる。

また、各市街地のもつ歴史的な経緯や地形的制約から課題の多い、市街地内の都市計画道路網の整備推進が必要である。

さらに、東日本大震災では県内各所で道路の通行止めが発生し、避難や物資の輸送に支障を來したことから、災害や救急医療等非常時における緊急輸送路の確保等にも配慮した道路ネットワークの形成が求められる。

鉄道については、東北本線が区域内を通り、5つの駅がある。区域内の移動のみならず、隣接都市計画区域を含む通勤・通学を始めとした市民生活及び経済活動を支える公共交通機関として、重要な役割を担っている。鉄道以外の公共交通では、二本松駅等を中心とするバス交通網が形成されているほか、市町村による生活バスやデマンド型乗合タクシーが地域の足として運行されている。今後、高齢化が進行する中で、公共交通の役割はますます重要となるが、近年バス路線は廃止、縮小が進んでおり、公共交通機能の維持・充実が課題である。

下水道については、阿武隈川等の水質の向上と、良好な住環境を確保するため、引き続き整備を推進することが必要である。また、東日本大震災では県内各所で下水道マンホール浮上や管渠のたわみといった被害が発生し汚水の流下機能が停止したことから、災害に強い下水道整備が求められる。

公園緑地については、霞ヶ城公園、みずいろ公園などの公園が配置されている。しかし、市街地部において、街区公園などが少なく、地域住民の憩いと交流の場が不足していることから、都市公園を適正に配置するとともに、都市環境の保全や景観の向上等の観点から公園や河川等を利用した緑のネットワーク形成を検討する必要がある。また、災害時の避難場所としての公園・緑地等オープンスペースの確保や傾斜地崩壊の防止などといった防災性の向上を図る必要がある。

河川については、阿武隈川（安達ヶ原地区、平石高田地区、本宮地区等）において、総合的な治水対策の推進が求められている。

なお、都市施設の整備にあたっては、城下町など地域固有の街なみや田園風景などに配慮しつつ、高齢者・障がい者等の移動の円滑化などへの対応に加えて、誰でも使いやすいユニバーサルデザインに配慮した施設づくりが必要である。

#### ④ 市街地開発事業に関する現状と課題

本都市計画区域では、二本松市の金色地区や、若宮地区、本宮市の塩田入地区や弁天地区で土地区画整理事業により良好な居住環境の整備を行ってきている。

しかし、二本松・本宮の各市街地及びその周縁部において、古くから形成された街区などの条件により、都市基盤の整備が遅れた状況が見られる。これらについては、新たな都市機能の集積を計画的に誘導しながら、住民のニーズに対応した魅力あるまちづくりが求められる。

#### ⑤ 自然環境の整備及び保全に関する現状と課題

本都市計画区域は、“智恵子抄”に「ほんとうの空のある」と謳われ、安達太良連峰の雄大な景観や阿武隈高原の緑地、阿武隈川の豊かな流れを始めとした良好な自然に恵まれた地域である。これらの自然環境は、レクリエーションの場として積極的に活用を図りつつ、保全していくことが求められる。

磐梯朝日国立公園、岳・塩沢を始めとする温泉、大玉村のふくしま県民の森等は、その保全に努めるとともに観光振興や景観形成の施策と連携し、魅力ある資源としての活用が望まれる。

安達太良連峰の裾野を始めとした良好な農地については、生産供給の場としてだけではなく、洪水防止、水資源のかん養などの多面的な機能を維持するため、適正な保全と管理を図り、今後とも保全していく必要がある。

また、市街地やその周辺においても、二本松市の観音丘陵などの自然環境、昔から暮らしの場として大切に育ててきた「里山」と呼ばれる空間が保たれており、これらは良好な生態系を形成している区域であることから、森林・河川・田畠などとともに保全していく必要がある。

なお、市街地から望む安達太良連峰などの山並みや霞ヶ城址の景観を阻害しないよう、必要に応じて建築物の高さを制限するなど、豊かな自然景観の保全や良好な街なみ景観の形成について検討が必要である。

## 2) 都市づくりの理念

### 2)-I 本県の都市政策における基本理念・基本方針の整理

本県では、人口減少や少子高齢化の進行など都市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応した都市政策を進めるため、平成21年3月に「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を策定した。今後、このビジョンを、都市計画区域マスタープランや都市計画運用等の根幹に据えながら、都市計画の主体である市町村や県民など、都市づくりに関わる多くの関係者とともに、持続的な取組みを進めることをめざす。

県内の全ての区域において、都市づくりの前提となるものであり、「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」における本県の都市政策における基本理念・基本方針を以下に示す。

#### □ 基本理念

##### (背景)

- 都市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、財政上の制約など大きく変化しており、これまでの市街地の拡散を改め、都市機能が一定程度集積する都市構造へと転換していく必要性が増している。
- これまで、経済効率重視の開発・土地利用の進行に伴い、画一的な都市が形成されてきたことで、地域が個性を喪失し、魅力を低下させているという問題点が顕在化しており、特に地方都市において深刻となっている。
- 本県を含む地方都市では真の活力創出が求められており、自らの地域の魅力を再検証し、固有の資源を有効に活用しながら、多くの県民が愛着を持てる県づくりを推進していくことが求められている。
- 今後、一層の人口減少や高齢化の進行等が予想される中で、新しい時代認識をもつて、これらの課題に適切に対応していくことが急務となっている。

##### (基本認識)

- 都市は、様々なライフラインや社会資本、行政、商業、交通、教育、医療等の機能を有し、一定の人口が集中して生活する場所であり、農村など都市周辺の田園地域等は、食料供給、景観形成、レクリエーション空間の創出、自然環境の保全、伝統・文化の継承など多面的な機能を有している。
- 本県の都市は、広大で豊かな自然的環境の中に点在しており、都市と周辺の田園地域等が有機的なつながりを持ち、共生していくという視点が不可欠である。この視点は、都市構造のあり方にも密接な関係性を持っている。
- 本県は、核となる4都市(福島市・会津若松市・郡山市・いわき市)、周辺都市、町村、集落など規模や特性の異なる都市が段階的なつながりを有しており、これらの実態を踏まえながら、それぞれが、規模や特性に応じたコンパクトなまちづくりを進めていく必要がある。

- 本県の個性と魅力の源泉は、豊かな水や緑が織り成す美しい自然や優れた景観等の中で、多様な歴史、伝統、文化が息づく環境であり、これらを次代に継承すべきかけがえのない財産という認識を持って、今後の都市づくりを進めていく必要がある。
- 田園地域等における自然や農業等の体験、癒し、レクリエーション、都市における情報、産業、教育、アミューズメントなど、それぞれの地域が持つ魅力に互いに触れ合えるような関係を構築していくことが重要である。
- 都市及び田園地域等の文化やコミュニティを尊重しながら、相互交流や相互補完を活発化し、それぞれがともに豊かになれる都市づくりを推進する。そして、都市や田園地域等の幅広いネットワークを形成し、豊かな自然的環境との調和を図りながら、にぎわいと魅力のある持続可能な共生社会をめざしていく。

#### (基本理念)

- 以上の考え方により、本県においては、「都市と田園地域等の共生」を都市政策の基本理念とし、県民や事業者、市町村など様々な主体と一体となって、本理念の具体化及び継承に取り組む。

### □ 基本方針

本県がめざす都市づくりは、次の3つの基本方針の下に推進していく。

#### ○都市と田園地域等が共生する都市づくり

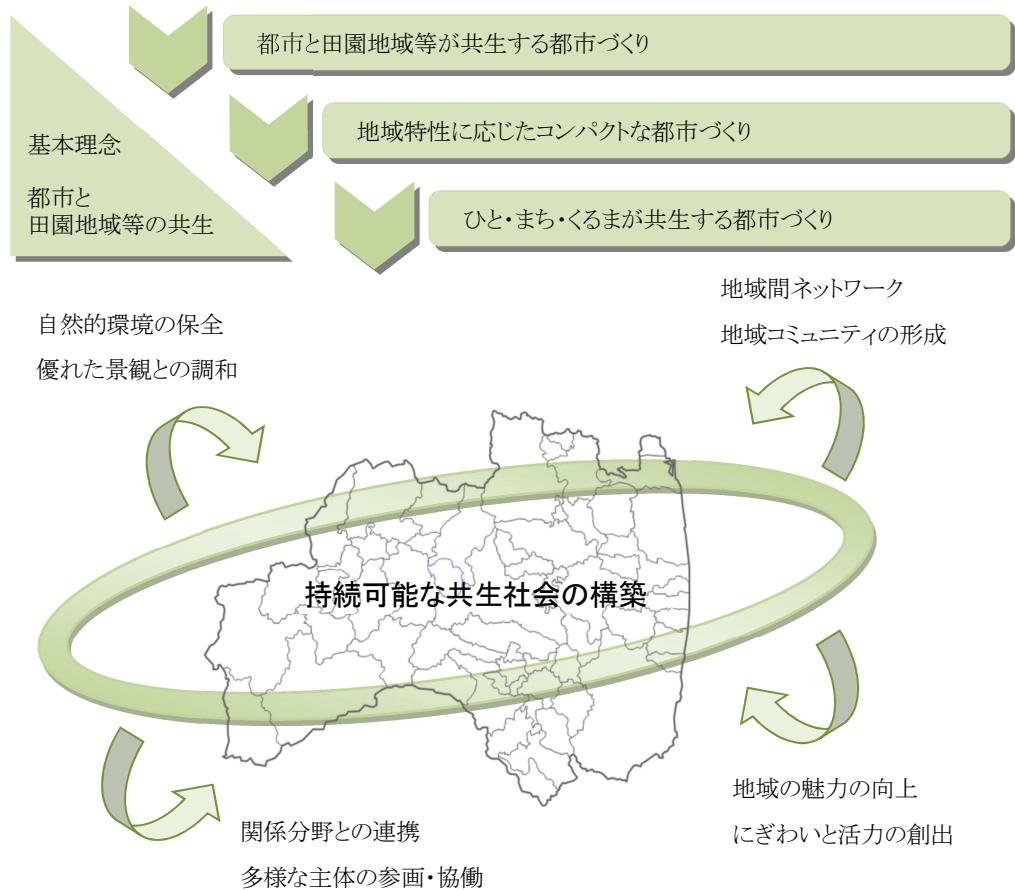
広大な自然的環境の中に都市が点在しているあり方が、本県の個性と魅力を形成している現状を踏まえた上で、各地域の豊かさと活力を向上させ、ふくしまの魅力を一層高めていくため、都市と田園地域等が交流し、共生していく都市づくりを推進する。

#### ○地域特性に応じたコンパクトな都市づくり

人口の減少など都市を取り巻く環境が大きく変化している中で、経済性や効率性のみが重視された拡散型の都市づくりを転換し、生活環境を重視した持続可能な集約型の都市を実現するため、地域の特性や実状等に対応したコンパクトな都市づくりを推進する。

#### ○ひと・まち・くるまが共生する都市づくり

今後の超高齢社会等を見据え、自動車への過度な依存を改め、「ひと」を重視した生活環境の形成を進めていくため、「ひと」と「くるま」とともに、様々な活動の場となる「まち」を一体的に捉えながら、「ひと」と「まち」と「くるま」が共生する都市づくりを推進する。



## □震災を踏まえた都市づくりの基本的な考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力災害は、本県に大きな被害をもたらし、特に原子力災害では、長期間帰還困難な土地が生じたほか、県内の多くの地域が放射能汚染による影響を受け、今なお多くの県民が県内外での避難生活を続けている。

県は、大震災等からの1日も早い安定した県民の生活再建を図るため「福島県復興計画」を策定し、除染による県土の環境回復を行うとともに、生活再建、未来を担う子ども・若者の育成、農林水産業の再生、産業の集積による雇用の確保、沿岸部での「多重防御」や災害に強い都市づくりなど、「誇りあるふるさと再生の実現」に向け、復興の主体である地域・市町村等とともに全力で取組んでいく。

震災を踏まえた緊急的対応として、避難生活を続けている方々の生活再建を支援するため、雇用、医療・福祉等に配慮しながら、復興公営住宅の整備等による生活環境の確保やコミュニティの再生など、避難先において安心して生活できるまちづくりに取り組む。

長期的には、本都市計画区域マスタープランを都市の将来像として掲げ、再生可能エネルギーや医療関連など新たな産業の集積等による活力と賑わいのあるまちづくり、大規模災害を考慮した安全・安心な災害に強いまちづくり、地域のコミュニティの維持に配慮したまちづくりなどを推進し、本県の都市づくりの基本理念である「都市と田園地域等の共生」の具現化に取り組む。

また、原子力災害により長期間帰還困難となった地域については、帰還を前提とした復興まちづくりを進めるために都市計画の見直しを検討する。

## 2)-Ⅱ 本都市計画区域の都市づくりの理念

本県の都市づくりビジョンの基本理念・基本方針を踏まえた上で、本都市計画区域の都市づくりの理念を次のように定める。

### 二本松本宮都市計画区域における都市づくりの理念

# 「あだたらとあぶくまに育まれた 歴史と風景を生かした交流都市」

#### ■歴史と文化を継承しつつ、にぎわいのある都市づくり

- 城下町・宿場町として形成した市街地や霞ヶ城などの歴史的な街なみ景観が、人々の暮らしに根付いている都市づくり
- 県北地域における地域拠点として、集積する行政・教育文化・商業等の機能を生かしたにぎわいある都市づくり
- 各生活拠点には日常で必要な機能が集積し、地域拠点のネットワークにより連携・補完する都市づくり

#### ■豊かな自然や風景を守り、生かす都市づくり

- 安達太良連峰の雄大な山並み、その麓に広がる広々とした田園風景、阿武隈川等の親しみのある身近な自然など、多様な自然とともに育む都市づくり
- 市街地を取り囲む丘陵地や農地をグリーンベルトとして位置づけ、良好な自然的環境を保全することによる、ゆとりある都市づくり

#### ■交通の利便性を生かした広域的な交流により成長する都市づくり

- 県北地域との各都市との連携はもちろんのこと、郡山市に隣接する地理的条件や東北自動車道とのアクセスを生かした交流促進による、成長する都市づくり
- 高速道路のインターチェンジや一般国道4号等の幹線道路の利便性を生かした産業の集積を図り、いきいきと働く人が集まる都市づくり

## ① 緑豊かな自然環境や田園地域等の保全

本都市計画区域を特徴づける吾妻・安達太良連峰や阿武隈高地、阿武隈川を始めとする多くの山や川などの自然資源は「ほんとうの空」とうたわれ、先人が守ってきた後世に継承すべき貴重な財産であり、地域の個性を生かした都市づくりに活用を図りながら、その保全に努める。

農地は生産供給の場であるとともに、景観、環境、防災、農業を生かした交流の促進等、多面的な役割を持っており、今後とも保全していく。

なお、これらの自然環境や優良な農地の保全を図るため、市街地の無秩序な拡散を抑制し、都市機能が集積した拠点間及び田園集落が連携した集約型都市構造への転換を図るものとする。

## ② 安全で安心できるまちづくりの推進

住民の生命と財産を守り、安心して住み続けることのできる都市を形成するため、河川の整備、河川上流部における治水・治山事業、急傾斜地の防災対策を推進し、災害に強いまちづくりを進める。

市街地においては、延焼遮断帯となる幹線道路、及び避難路や緊急車両の通行を確保するための区画街路の形成を推進するとともに、避難場所となる公園等のオープンスペースの確保に努める。

安全で安心できるまちづくりの推進には、住民の自主防災意識の醸成が必要であることから、ハザードマップの整備やICT（情報通信技術）を活用した情報提供ネットワークにより、危険地域についての情報の周知徹底を図るとともに、住民と行政の連携の強化を図るものとする。

## ③ 生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり

本都市計画区域は、県北広域都市圏の南部に位置し、県中広域都市圏と接している。通勤・通学、買い物等では県北広域都市圏の圏域拠点都市である福島市及び県中広域都市圏の圏域拠点都市である郡山市との結びつきが強くなっている。また、東北自動車道や一般国道4号、東北本線等の広域的なアクセスに恵まれており、これら既存の交通網を活用し、連携の強化を図る。一方、東西方向は、西側を吾妻・安達太良連峰に、東側を阿武隈高地に囲まれており、南北方向に比べて結びつきが弱い状況にある。東西方向の連携軸の形成を図り、連携の強化を図る。

また、二本松駅周辺及び本宮駅周辺の地域拠点、各生活拠点、工業拠点等が持つ都市機能を生かしながら、それらの拠点間の連携の強化を図るとともに、拠点地区と田園や丘陵部に点在する集落地区とのネットワークの形成を図り、都市部と田園地域の交流の促進を図るものとする。特に、本都市計画区域の二本松市岩代地区は、飛び地状の都市計画区域となっていることから、地域拠点等との連携の強化を図るよう基盤の整備・改善を進める。

## ④ コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進

本都市計画区域は福島市・郡山市の中間に位置し、双方の都市機能を享受できる地理的条件にあるが、人口減少・高齢化の傾向にあり、今後もその傾向は加速するものと想定される。また、東日本大震災や原子力災害などの影響により若い世代を中心とした県外へ

の人口流出や県内での人口流動が大きくなっている。これにより、地域の伝統文化の継承や自然的環境の保全、日常生活の支え合いなどを担ってきた地域コミュニティの弱体化が懸念され、住み続けられる地域であるためのコミュニティの維持・再生が必要となっている。

二本松市中心部や本宮市中心部のような市街地部は、既存の都市機能の集積を生かした生活環境や交流環境、活動の場の創出により、多様な用途が複合し、多様な世代が住みやすい良好なコミュニティの形成に努める。また、大玉村等の平地部の集落や二本松市の岩代地区等の中山間地域の集落といった田園地域では、東北自動車道や東北本線、一般国道4号が地域を貫く広域交通の好条件や、安達太良山に代表される優れた景観や環境を生かしながら都市との交流を促進し、新たな居住者を受け入れていくなど、コミュニティの活性化を図る。

## ⑤ 魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成

二本松駅周辺や本宮駅周辺を地域拠点と位置づけ、それぞれの既成市街地の再編について重点的に取り組んでいくとともに、互いに適切な機能分担を行うことにより、都市のにぎわいと豊かな地域拠点の形成を図っていく。また、中心市街地における居住人口の流入・定着に向けた住環境の整備を進めることで、居住の場としての魅力向上とにぎわいの回復を図る。

二本松市中心部においては、城下町の歴史を生かした街なみ整備による魅力の向上、本宮市中心部では河川空間の再編と併せた快適性の向上により、中心核にふさわしい魅力を持った空間形成を進めるとともに、地域の資源を生かした交流人口の拡大を図るものとする。

また、既存産業の集積及び高速交通体系等の整備された物流基盤等を最大限に生かし、新たな時代をリードする産業の創出や集積を推進する。さらに、米を始めとした豊かな農産物資源を活用し、食品・飲料関連産業等の活性化を図る。

## ⑥ 環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進

地球温暖化の進行を緩和するため、温室効果ガスの発生抑制及び温室効果ガスの吸収源である緑の保全・創出、エネルギーの効率的な利用を図り、環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進に努める。

地域拠点や生活拠点等に都市機能の集積を進めながら、効率的で利便性の高い公共交通体系を構築し、過度に自家用車に依存しない移動手段の検討を進めるなど温室効果ガスの抑制に努める。

緑の保全・創出を図るため、市街地での公園・緑地の整備推進、民有地の緑化の促進に努める。また、安達太良山を望む良好な景観の保全も念頭に置きながら市街地周辺の農地・緑地の保全を図る。

なお、農地へ復元が困難な耕作放棄地等については、太陽光・風力発電等による土地利用の促進を図る。

## ⑦ 住民の暮らしを支える都市施設の整備

都市施設については、交流ネットワークに資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の

計画との整合性、一体性に配慮して配置することとする。

また、都市施設の配置においては、自然環境及び身近な生活環境等に与える影響に十分に配慮することが必要であり、特に、農林業との調和を図っていく。良好な自然環境や地域のシンボルとなっている二本松市の中心市街地にある観音丘陵等の緑地景観については、保全することを基本とする。

公園緑地については、市街地部における地域住民の憩いと交流の場の不足解消をめざすとともに、災害時の防災拠点として防災機能を有した都市公園の適正な配置を検討する。また、阿武隈川支川等の貴重な河川空間を生かした潤いのある親水空間を形成する。

なお、施設整備にあたっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮するとともに、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、地域住民の参加・協力のもと時代に対応した都市施設の整備に努める。

さらには、地域の防災性の向上に対して各施設が果たすべき役割を十分考慮しながら、災害に強い都市施設整備を進める。

#### 参考 附図1 都市構造図

### 3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

県北と県中のそれぞれの広域都市圏の圈域拠点である福島市と郡山市の中間に位置し、東北自動車道や一般国道4号、東北本線等の南北軸の交通体系で結ばれており、両市には通勤・通学・買い物を始め、密接な関わりを持つ。

安達太良連峰の風景やそこに湧く温泉資源等の豊かな自然環境を生かしつつ、県北及び県中の2つの広域都市圏の都市的サービスを享受できる利便性の高い都市計画区域として位置づけ、今後とも周辺都市との交流や連携を強化するとともに、役割分担を図りながら魅力ある都市空間の形成を図る。

#### 参考 附図2 広域都市圏構造図

### 4) 保全すべき環境や風土の特性

地形的には西に磐梯朝日国立公園の一角を占める安達太良連峰の山々が連なる奥羽山脈があり、東にはなだらかな阿武隈高地が広がる。また、奥羽山脈と阿武隈高地の間を阿武隈川が流れている。地域のシンボルである安達太良連峰一帯は、地質・地形・気候等の影響から、貴重な動植物等自然環境に恵まれており、磐梯朝日国立公園に指定されている。

二本松市の市街地やその周辺には、観音丘陵などの丘陵地が多く、市街地の緑の骨格を形成する一方、地形的な分断要素ともなっている。

飛び地城である二本松市岩代地区は、大小高低の丘陵が多く、この間を流れる小浜川などの流域に一部耕地と集落が点在し、山丘陵の中腹高台に耕地・住家が散在した、中山間地域の農村としての土地利用を見せている。

### 3. 区域区分決定の有無

#### 1) 区域区分の有無とその理由

##### ① 区域区分の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めない。

##### ② 判断理由

二本松市の二本松地区と本宮市の本宮地区では、用途地域や地区計画の指定により、適正な土地利用を誘導し、秩序ある都市の形成を図ってきた。

本都市計画区域を構成する二本松市、本宮市及び大玉村は、今後、人口減少が見込まれており、無秩序な市街化が進む可能性は低いと考えられる。

市街地の周辺は、優良な農地が広がり、豊かな自然環境を有しているが、農地転用などの宅地化が見られる。しかし、今後は開発圧力を市街地へ誘導していくとともに、農業振興地域の整備に関する法律や森林法等の他法の土地利用規制が及んでおり、都市計画法による区域全体を対象として区域を二分し、市街化の推進と抑制を進める必要性は低い。

以上の理由により、本都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

## 4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

### 1) 主要用途の配置方針

#### ① 商業・業務地

二本松駅周辺及び本宮駅周辺の中心市街地及び安達駅周辺に商業地を配置し、活気と求心力を持った地区として再生を図る。地区の再生にあたっては、現況商業地の既存ストックを活用し、コンパクトで利便性の高い、魅力ある地区の形成を図るとともに、回遊動線の整備と良好な景観形成に努め、快適に買い物ができる商業環境の形成をめざす。

二本松駅の南側及び本町商店街から一般国道4号までの南北軸沿道に業務地を配置し、情報・生活サービス関連を中心とした業務機能の集積を誘導する。

また、二本松市役所岩代支所周辺及び大玉村役場の周辺に生活拠点を配置し、地域住民の生活に関わる各種行政サービス施設の集積、日常生活に必要な施設の集積を図る。

#### ② 工業地

二本松インターチェンジ周辺の平石高田工業団地や宮戸工業団地、一般国道4号の本宮北工業団地、本宮インターチェンジ周辺など既存の工業団地は、本都市計画区域の工業集積地として、引き続き操業環境の維持を図る。

大玉村内の第1・第2工業団地は、周囲の山林や農地等への適切な配慮を行いつつ、工業施設の適切な活用を図る。

#### ③ 住宅地

二本松市及び本宮市の中心市街地は、公共交通へのアクセス及び都市機能の集積等により都市の利便性を享受できる住宅地として配置する。また、その他の用途地域内は、観音丘陵等の市街地の緑や阿武隈川などの良好な自然環境の保全に努めることにより、水と緑に囲まれた低層住宅を中心とした住宅地として配置する。

二本松市の金色地区、若宮地区、本宮市の塩田入地区、弁天地区の土地区画整理事業により造成された住宅団地、また、二本松市の智恵子の森等の計画的に造成された住宅団地は、低層住宅を中心とした住宅地として配置し、用途地域の設定、地区計画や建築協定等の導入・活用を検討し、良好な居住環境の維持に努める。

二本松市安達駅周辺については、用途地域の設定や地区計画の活用等、良好な住環境の形成を図る。

二本松市岩代地区や大玉村等、用途地域外の田園や山間に点在する集落地区については、田園居住空間として配置し、農地や自然環境との調和のとれた居住地として維持に努める。

### 2) 土地利用の方針

#### ① 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

都市利用の推移及び今後の見通し、さらには、都市施設の整備、面的整備等の状況を踏まえて、必要に応じて適切に用途転換及び用途純化を図るものとする。

二本松駅及び本宮駅周辺は、中心市街地として商業・業務系及び住居系等の複合的な用途の集積を図り、街のにぎわいや活力の創出を図り、潤いのある良好な都市環境を兼

ね備えたまちづくりを推進する。

なお、用途地域の変更を行うにあたっては、市町村都市計画マスタープランとの整合を図りながら、地区計画の設定等により既存の土地利用との調和を図ることを基本とする。

## ② 居住環境の改善又は維持に関する方針

用途地域内の都市基盤が整っていない住宅地においては、道路や公園等の都市基盤整備を推進し、良好な居住環境を形成する。また、用途地域内に残る空き地や空家等の未利用地の有効活用を図るほか、防災上の観点から、避難場所となる公園や広場等、避難路となる道路等の確保を図る。

土地区画整理事業等により造成された住宅団地においては、良好な居住環境の維持・向上を図るため、地区計画等の導入を検討する等、地域住民のまちづくり活動の促進を図る。

用途地域外に造成された住宅団地については、良好な居住環境の維持・向上を図るため、地区計画の導入等の地域住民の取組みの促進に加え、用途の混在を抑制するための用途地域の指定等を検討する。

他市町村からの避難者のための復興公営住宅の整備にあたっては、将来の都市づくりとの整合を図りながら、良好な居住環境の形成を図る。

## ③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

寺社林や既存集落内の屋敷林等については、市街地や既存集落内の貴重な緑であることから、保全を図る。また、二本松市の觀音丘陵などの市街地を取り囲む丘陵地は、積極的に保全しつつ、市街地内の緑と合わせて、緑のネットワークを形成する。また、市街地内の河川は、河川の良好な自然環境の保全に努めるとともに、歩行者自転車道ネットワークを形成することにより、回遊性のあるまちづくりを推進する。

## ④ 優良な農地との健全な調和に関する方針

優良な農地や生産性の高い集団農地については、今後もその保全を図ることを基本とする。用途地域外では、幹線道路沿道や用途地域周辺部分等において、農地転用が見られる。農地の保全及び地域の個性を創出する田園風景を都市づくりに積極的に活用するため、特定用途制限地域等の規制誘導手法を活用し、用途地域外での無秩序な市街化の抑制に努める。

## ⑤ 災害防止の観点

急峻な地形を有する地域においては、斜面林の保全を図るとともに、市街地部においては、斜面崩壊の可能性のある開発地での緑地の保全を指導していくよう努める。

## ⑥ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

貴重な財産である豊かな自然の残る丘陵地は、都市的土地区画との調整を図りながら適正に保全を図るとともに、自然とのふれあいの場として、また、潤いのある都市景観を形成するための要素として活用を図るものとする。

## ⑦ 計画的な都市的土地区画整理事業の実現に関する方針

用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とし、自然に囲まれた環境の保全に配慮しつつ、集落と地域コミュニティの維持が可能となるよう、汚水対策など環境負荷の低減に向けた基盤整備を進めるとともに、適切な土地利用の規制・誘導を図ることとする。

参考 附図3 土地利用方針図

## 5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

なお、施設の整備にあたっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮しつつ、誰もが暮らしやすいまちをめざして、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

### 1) 交通施設

#### ①基本方針

##### ア. 交通体系の整備の方針

###### ○広域的な連携軸の強化

本都市計画区域を南北に通る東北自動車道、一般国道4号、東北新幹線、東北本線等については、今後とも、福島市や郡山市、仙台市等の南北方向の連携・交流を強化するため、機能の維持・向上を図る。

また、東西方向については、都市計画区域北部を貫通する一般国道459号及び(主)本宮土湯温泉線、(主)本宮熱海線を主要幹線道路に位置づけ、交通機能の強化を図る。

###### ○都市の軸の整備

市街地の骨格となる幹線道路、市街地と広域幹線や集落地などを結ぶ幹線道路の整備を進めるとともに、市街地における通過交通の抑制や歩道の確保などにより、安全で快適な道路整備を図る。

また、二本松市及び本宮市の中心市街地では、魅力とにぎわいのある中心市街地の形成を推進するため、市街地の再整備と合わせた都市計画道路の整備を推進とともに、電線類の地中化などにより拠点都市にふさわしい道路景観を形成する。

###### ○交通結節機能の強化

二本松駅及び本宮駅を中心とした鉄道・バス等の公共交通機関と自家用車等との適正な機関分担を促進し、様々なニーズに合わせた利用しやすい交通体系を確立する。

###### ○防災機能の強化

災害時において、高規格幹線道路や主要幹線道路は広域的な避難路や緊急輸送路として、また、主要幹線道路等に囲まれた区域内の幹線道路や区画道路は区域内での避難路や延焼遮断帯としての役割があることを十分考慮したうえで、地域の防災性を高めるような道路網の検討及び整備を図る。

###### ○人にやさしい環境づくり

都市施設整備事業の推進にあたっては、利用しやすい交通機関の確保に努め、駅や病院等の公共施設を中心に、ユニバーサルデザインの導入や歩道の確保を積極的に進め、安全で人にやさしいまちづくりを推進する。

## ②主要な施設の配置方針

### ア. 道路

#### ○高規格幹線道路

東北自動車道は東京方面と青森方面を南北に結ぶ東北地方の骨格となる幹線道路であり、本都市計画区域には二本松インターチェンジ、本宮インターチェンジがある。これは、利便性が高く、南北交通の骨格軸としての機能を担う道路と位置づける。

また、磐越自動車道は、浜通り方面と会津・新潟方面を東西に結ぶ広域幹線道路であり、近接して東北自動車道とのジャンクションがあるなど、利便性は高く、東西交通の骨格軸としての機能を担う道路と位置づける。

#### ○主要幹線道路

一般国道4号、459号、(主)本宮土湯温泉線、(主)本宮熱海線等は、広域の都市圏と本都市計画区域を超えた都市との交通処理機能を担う道路であるとともに、本都市計画区域の骨格を形成する道路に位置づける。

#### ○幹線道路

(一) 二本松安達線、(一) 須賀川二本松線、(主) 二本松金屋線、(主) 本宮三春線、(一) 福島安達線などの主要な県道は区域内及び周辺地域との連携交通機能を担う道路であり、また、生活交通の主要動線としての機能を担う道路に位置づける。

周辺の町村や市街地と主要集落とを結ぶ都市幹線道路として、(主)飯野三春石川線、(主)原町二本松線、(一)本宮岩代線、(一)石筵本宮線を位置づける。

都市計画道路や主要市町村道は生活交通処理機能を担う道路であり、主要幹線道路を補完して、区域内の道路網を形成する道路と位置づける。

なお、長期にわたり事業の実施が行なわれていない路線については、現在の土地利用や交通需要をもとに、適正な交通網の見直しを図る。

### イ. 交通・駅前広場

地域拠点としての求心性を高め、中心市街地の活性化を図るため、二本松駅及び本宮駅に駅前広場を位置づける。

**参考 附図4 交通施設方針図**

#### ③主要な施設の整備目標

概ね10年以内に実施を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

##### 【道路】

市町村名	路線名	備考
二本松市	(都)若宮野辺線	(一)二本松安達線
	(都)向原上竹線	
本宮市	(都)本宮停車場中條線	(一)本宮停車場線
	(都)吹上荒町線	(主)本宮熱海線
	(都)中條狐森線	(主)本宮三春線
	(都)重石上山田線	(主)二本松金屋線

## 2) 下水道及び河川

### ① 基本方針

#### ア. 下水道の整備方針

都市計画区域の生活雑排水の処理は、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽によって行われている。下水道の整備は、今後とも市街地形成過程を踏まえて効率的な施設整備を図っていくものとし、生活雑排水による河川の水質悪化を防止するため、公共下水道計画区域の整備を推進する。

また、東日本大震災での被害を教訓に管渠の液状化対策や処理場等の耐震化といった災害に強い下水道整備を推進する。

#### イ. 河川の整備方針

河川については、洪水等の災害履歴を考慮して、災害発生の危険性等を総合的に判断し、河川改修を進める。また河川整備にあたっては、住民が水辺に親しむことのできる環境づくりや自然生態系に配慮した環境づくりに努める。

### ② 主要な施設の配置方針

#### ア. 下水道

市街地における河川の水質向上と生活環境の向上を図るため、公共下水道の整備推進を図るとともに、その他の地域においても合併処理浄化槽の設置などにより、汚水処理施設の普及率の向上を図る。

さらに、排水路などの整備による雨水排水対策を図るとともに、各家庭の雨水貯留槽の設置を促進し、排水対策と同時に地下水のかん養を図る。

#### イ. 河川

阿武隈川において、河川改修事業を早期に推進するとともに、水害の防止に努めることとする。

### 参考 附図5 下水道整備の方針図

### ③ 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に実施を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

#### ア. 下水道

種別		名称
流域下水道		阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）
		阿武隈川上流流域下水道（二本松処理区）
公共下水道	流域関連	二本松市公共下水道（二本松処理区）
		本宮市公共下水道（県中処理区）
	単独	二本松市特定環境保全公共下水道（岳処理区）
		二本松市特定環境保全公共下水道（岩代処理区）

#### イ. 河川

種別	名称
一級河川	阿武隈川、百日川、五百川

### 3) その他の都市施設

#### ① 基本方針

本都市計画区域では、快適な生活を営む上で必要不可欠な都市施設の有効活用を図りながら、適宜、機能の更新を図る。一方、今後必要となる都市施設については設置の検討を行った上で、新たに配置していくものとする。

#### ② 主要な施設の配置方針

##### ア. ごみ処理施設

都市施設として、安達地方広域行政組合ごみ中間処理施設（もとみやクリーンセンター）を位置づける。

市民生活の向上及び生活様式の変化に伴うごみ量の増大とごみ質の多様化、高カロリー化、さらには環境負荷低減のため、プラスチックごみの資源化を進める。

##### イ. 汚物処理施設

都市施設として、安達地方広域行政組合衛生センター（あだたら環境共生センター）を位置づける。

し尿処理は、用途の定められた区域については公共下水道を基本としながら、農業集落排水事業や合併浄化槽などを効率的に組み合わせながら整備を進めていく。

##### ウ. 卸売市場

都市施設として、二本松市公設地方卸売市場を位置づける。流通形態の多様化や消費面における食生活の多様化などに十分対応しうるよう市場機能の充実を図るとともに、施設の効率的な活用と適切な運営に努めるものとする。

##### エ. 火葬場

都市施設として、安達地方広域行政組合あだたら聖苑（斎場）を位置づける。周辺環境に配慮し、施設利用者の利便性の向上に努めるものとする。

#### 参考 附図6 その他都市施設整備の方針図

## 6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

#### ① 基本方針

既成市街地において、面的整備事業の導入により、良好な住環境の再生を図るとともに、駅前地区におけるにぎわいを取り戻すため、都市再生事業の推進を図る。また、新市街地の形成にあたっては、土地区画整理事業等の導入と合わせて、地区計画等を策定し、快適で住み良い住環境の形成を図る。

二本松駅周辺及び本宮駅周辺は、地域拠点としてふさわしい魅力ある空間の創出を図るため、既成市街地の活性化に努める。

#### ② 市街地整備の方針

##### ア. 二本松駅周辺

南口においては、周辺の狭隘道路の解消など都市基盤の整備により、質の高い住環境を生み出すとともに、必要に応じて商業、業務、行政機能等、中心機能ゾーンの形成などの検討を進めていく。

##### イ. 本宮駅周辺

都市の再構築により、魅力と求心力のある中心商業地の形成を図るとともに、商業機能に加え、観光などの機能も併せ持った複合的な機能を持つ地域拠点の形成に取り組む。

## 7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 基本方針

本都市計画区域は、吾妻・安達太良連峰や阿武隈高地等の豊かな自然環境を有している。これらの自然環境を次世代へ継承するため、また、自然環境と共生する東北自動車道や東北本線といった首都圏からのアクセスの良さを生かして観光・交流の振興を図るためにも、これらの豊かな自然環境の保全を図ることが重要である。

水と緑に囲まれた住み良い都市環境と街なみを形成するため、市街地内の公園・緑地の創出、身近な水辺空間の親水化、里山景観の保全、丘陵地に広がる農地の保全を図り、これらを緑のネットワークとして形成する。また、必要に応じて建築物の高さ制限などにより良好な街なみ景観の形成や豊かな自然環境の保全を図る。

本都市計画区域には、水害・土砂災害が発生する危険性の高い地域があるため、そのような地域での市街地開発を抑制するとともに、治水・治山事業の推進に努める。

なお、公共施設については、地域緑化の先導的役割を果すため、街路樹の設置や緑化活動を推進する。

### 2) 主要な公園緑地の配置方針

緑地の配置にあたっては、緑地の保全及び市街地における緑化を基本的な方針とする。

また、一部市街地内のまとまった緑地については、レクリエーション的機能を取り入れながら、周辺のまちづくりと連携して、住民や観光客が有効に活用できるような方策について検討する。

#### ① 環境保全系統の配置方針

安達太良山や日山等の本都市計画区域を特徴づける景観を呈している山々は、樹林地等の自然環境の保全を図る。

市街地を取り囲む田園や里山等の緑地は、まちの貴重な緑地として位置づけ、積極的な保全と育成を推進するとともに、住民の憩いの場として保養・レクリエーション機能の充実を図る。

市街地の公園・緑地や社寺林、屋敷林については、身近な緑として保全を図る。

阿武隈川に代表される河川や水辺空間については、市街地内の公園・緑地とともに都市内の水と緑のネットワークとして位置づける。

#### ② レクリエーション系統の配置方針

適切な配置計画に基づき、災害時の避難地やコミュニティ形成の場としても広く活用できる街区公園などの整備を推進する。

安達太良、塩沢地区、岳地区周辺の緑地については、現在でも観光ゾーンの一角を担う重要な緑地であるが、地域の自然環境を保全しながら、高原リゾートゾーンとして活用するとともに、高原酪農・農業地としての利用を図る。

### ③ 防災系統の配置方針

防災空間として、市街地における公園などの広場の整備を積極的に推進し、防災空間の整備拡大を図る。また、社寺仏閣を取り巻く豊かな社寺林や都市内の雑木林は、古くから地域文化の場や子どもたちの遊び場であるとともに、火災の延焼防止などの防災機能を有しており、貴重な都市内の雑木林等は保全に努めるものとする。

避難路としては、各緑地を連絡し歩行者ネットワークの形成を図るために、緑道や広幅員の道路の配置を検討する。

### ④ 景観構成系統の配置方針

市街地における住宅や公共施設での緑化を図るとともに、道路や河川などの都市の骨格を形成する軸の緑化を図り、緑豊かな市街地の形成を図っていく。

二本松市の中心市街地においては、北部の観音丘陵の緑や中央部の駅南側丘陵の斜面緑地を保全し、一部は公園として市民の憩いの場として活用する。南部は、阿武隈川・羽石川沿いに並木などの景観整備や親水公園整備等を行う。これらをネットワーク化して中心市街地を水と緑のリングで包み込む。これらについては、景観条例の適切な運用を図っていく。

安達太良連峰の山並みと一体的な景観を構成し、大玉村を中心に広がる優良な農地については、地域を代表する景観として後世に継承していくため、地域住民への理解を広めていくとともに、必要に応じて建築物の高さを制限するなど、良好な街なみ景観、豊かな自然景観の維持、保全を図っていく。

### ⑤ その他の地域の特性を表す緑地の配置方針

安達太良連峰は、あだたら高原リゾートとして、自然環境を保全しながら活用していく。

## 3) 実現のための具体的な都市計画制度方針

緑の基本計画を策定し、緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めていく。

霞ヶ城公園については、平成13年度に策定した「二本松市霞ヶ城公園整備実施計画」に基づき整備を図る。

### 参考 附図7 自然的環境の整備又は保全に関する方針図

## 4) 主要な公園緑地の確保目標

概ね10年以内に実施を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

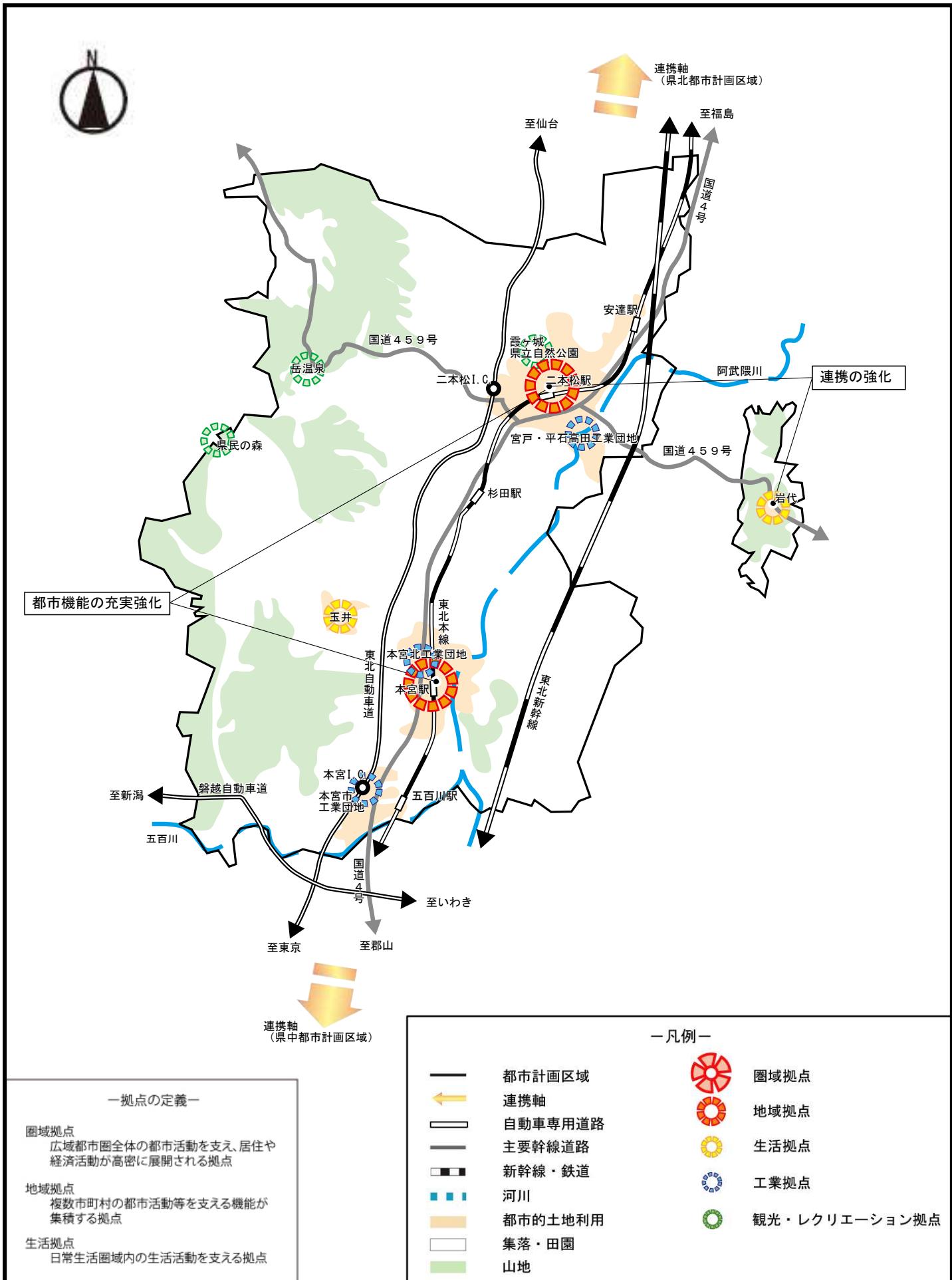
市町村名	種類	名称
二本松市	総合公園	霞ヶ城公園

**都市形成略史年表**

年	出来事
慶長 6 年（1601 年）	上杉家より本宮の小沼貞長へ荒地 250 石給与。南町造成始まる（慶長 13 年完成）。
寛永 6 年（1629 年）	本宮南北両町において縄引き実施。
寛永 20 年（1643 年）	白河藩主丹羽光重が二本松移封。 二本松藩（安達郡 69 ケ村・安積郡 41 ケ村 10 万 700 石）を領する。
正保 2 年（1645 年）	城内修改築、郭内武家屋敷割、城下町割等の整備に着手。
承応 3 年（1654 年）	二本松城（霞ヶ城）築城。
明暦 2 年（1656 年）	城下町整備完了。
明治 4 年（1871 年）	廢藩置県により二本松県が誕生、まもなく福島県に統合。
明治 9 年（1876 年）	二本松が町制を施行。
明治 12 年（1879 年）	安達郡役所が置かれる。
明治 20 年（1887 年）	東北本線が仙台・塩釜まで開通、二本松駅が開業する。
明治 22 年（1889 年）	町村制施行により、二本松町、塩沢村・大平村・油井村・針道村、岳下村、杉田村、石井村、渋川村、下川崎村、上川崎村、小浜村、新殿村、旭村、太田村、木幡村、戸沢村が誕生。 町制施行により、本宮町となる。 岩根村と閑下村が合併し、岩根村となる。
明治 33 年（1900 年）	安達太良山大噴火。
大正 6 年（1917 年）	東北本線安達駅開業。
昭和 4 年（1929 年）	二本松上水道完成、給水開始。
昭和 8 年（1933 年）	本宮町水道完成、給水開始。
昭和 9 年（1934 年）	水郡線全通。
昭和 16 年（1941 年）	大洪水。被害戸数 1136 戸。
昭和 20 年（1945 年）	小浜町で大火、住宅 143 戸全焼。 米軍により本宮郡是工場爆撃。
昭和 23 年（1948 年）	東北本線杉田駅開業。 二本松都市計画区域・本宮都市計画区域・岩代都市計画区域指定。
昭和 24 年（1949 年）	霞ヶ城公園が県立自然公園に指定。
昭和 25 年（1950 年）	安達太良山が磐梯山等と磐梯朝日国立公園に指定。
昭和 29 年（1954 年）	本宮町に荒井村・青田村・仁井田村が合併。
昭和 30 年（1955 年）	町村合併促進法により、二本松町、塩沢村、岳下村、杉田村、石井村、大平村が合併し、二本松町となる。 油井村、上川崎村、下川崎村、渋川村が合併し、安達村となる。 小浜町、新殿村、旭村、太田村の一部が合併し、岩代町となる。 戸沢村、針道村、木幡村、太田村の一部が合併し、東和村となる。 高木が本宮町に編入合併。 大山村、玉井村が合併し、大玉村となる。
昭和 31 年（1956 年）	本宮町は岩根村と合併し、本宮町となる。

二本松本宮都市計画区域マスタープラン

昭和 33 年 (1958 年)	二本松町は市制を施行し、二本松市となる。
昭和 35 年 (1960 年)	町制施行により安達町、東和町となる。
昭和 50 年 (1975 年)	東北自動車道（郡山 IC－白石 IC）開通。二本松 IC 開通。
昭和 56 年 (1981 年)	東北自動車道、本宮 IC 開通。
昭和 57 年 (1982 年)	東北新幹線、大宮－盛岡間開業。
昭和 60 年 (1985 年)	二本松都市計画区域、用途地域の都市計画決定。 本宮都市計画区域、用途地域の都市計画決定。
昭和 61 年 (1986 年)	8.5 集中豪雨。
昭和 63 年 (1988 年)	本宮町公共下水道供用開始。
平成 2 年 (1990 年)	東北自動車道、郡山 JCT 開通により磐越自動車道と接続。
平成 10 年 (1998 年)	集中豪雨。 二本松市公共下水道供用開始。 安達町公共下水道供用開始。
平成 11 年 (1999 年)	阿武隈川の大規模改修工事（平成の大改修）着工。
平成 14 年 (2002 年)	台風 6 号による水害発生。
平成 17 年 (2005 年)	二本松市と安達郡安達町・岩代町・東和町が合併し、二本松市となる。
平成 19 年 (2007 年)	本宮町と白沢村が合併し、本宮市となる。
平成 23 年 (2011 年)	東日本大震災発災



附図1 都市構造図（参考）

-二本松本宮都市計画区域-



## 県北都市計画区域

宮城県

山形県

東北中央自動車道  
国道13号奥羽本線  
山形新幹線  
会津飯坂伊達線

福島市

会津広域都市圏

国道115号

国道459号

JR  
東北本線

磐越自動車道

国道44号

JR  
東北新幹線

国道44号

新幹線・鉄道

国道349号

主要河川

## 県北都市計画区域

## 靈山都市計画区域

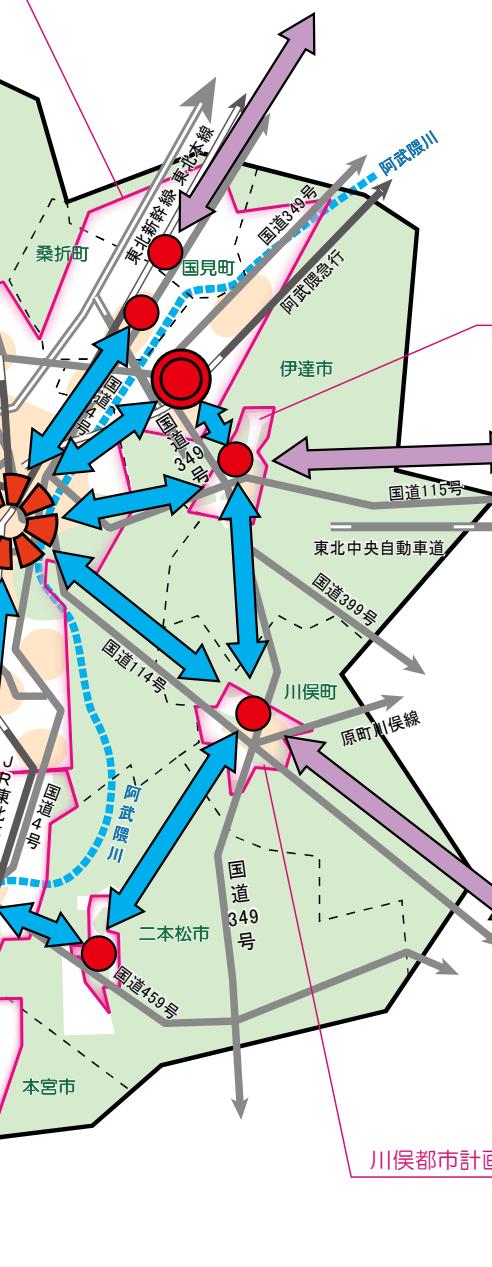
相双広域都市圏

相双広域都市圏

## 川俣都市計画区域

## 二本松本宮都市計画区域

## 県中広域都市圏



## 一 凡 例 一

## 一拠点の定義一

## 圏域拠点

広域都市圏全体の都市活動を支え、居住や経済活動が高密に展開される拠点

## 地域拠点

複数市町村の都市活動等を支える機能が集積する拠点

## 生活拠点

日常生活圏域内の生活活動を支える拠点

## 都市計画区域

## 広域連携軸

## 都市圏内連携軸

## 自動車専用道路

## 主要幹線道路

## 新幹線・鉄道

## 主要河川



圏域拠点



地域拠点



生活拠点



広域公園



都市的 土地利用



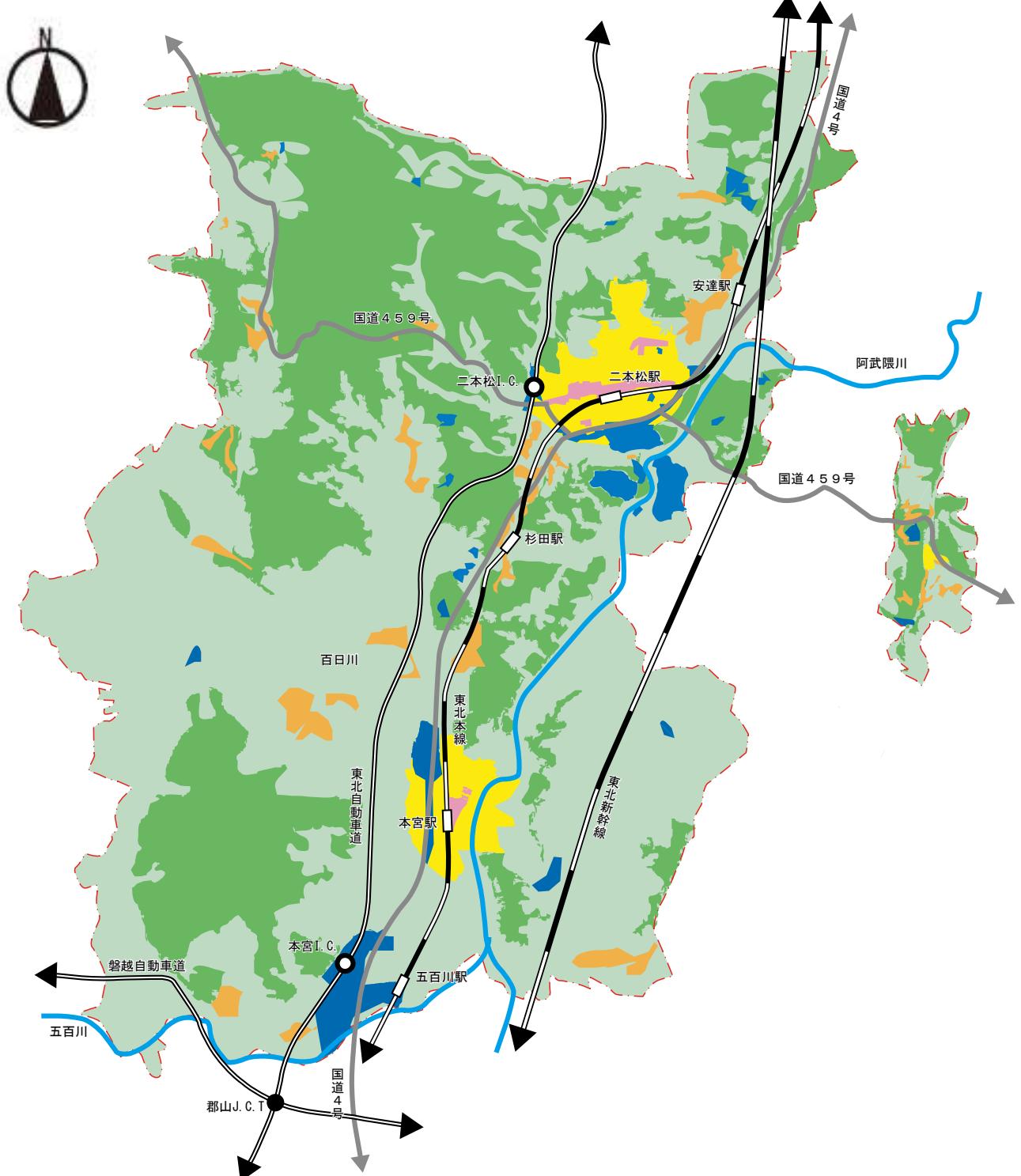
集落・田園



山地

附図2 広域都市圏構造図（参考）

-県北広域都市圏-

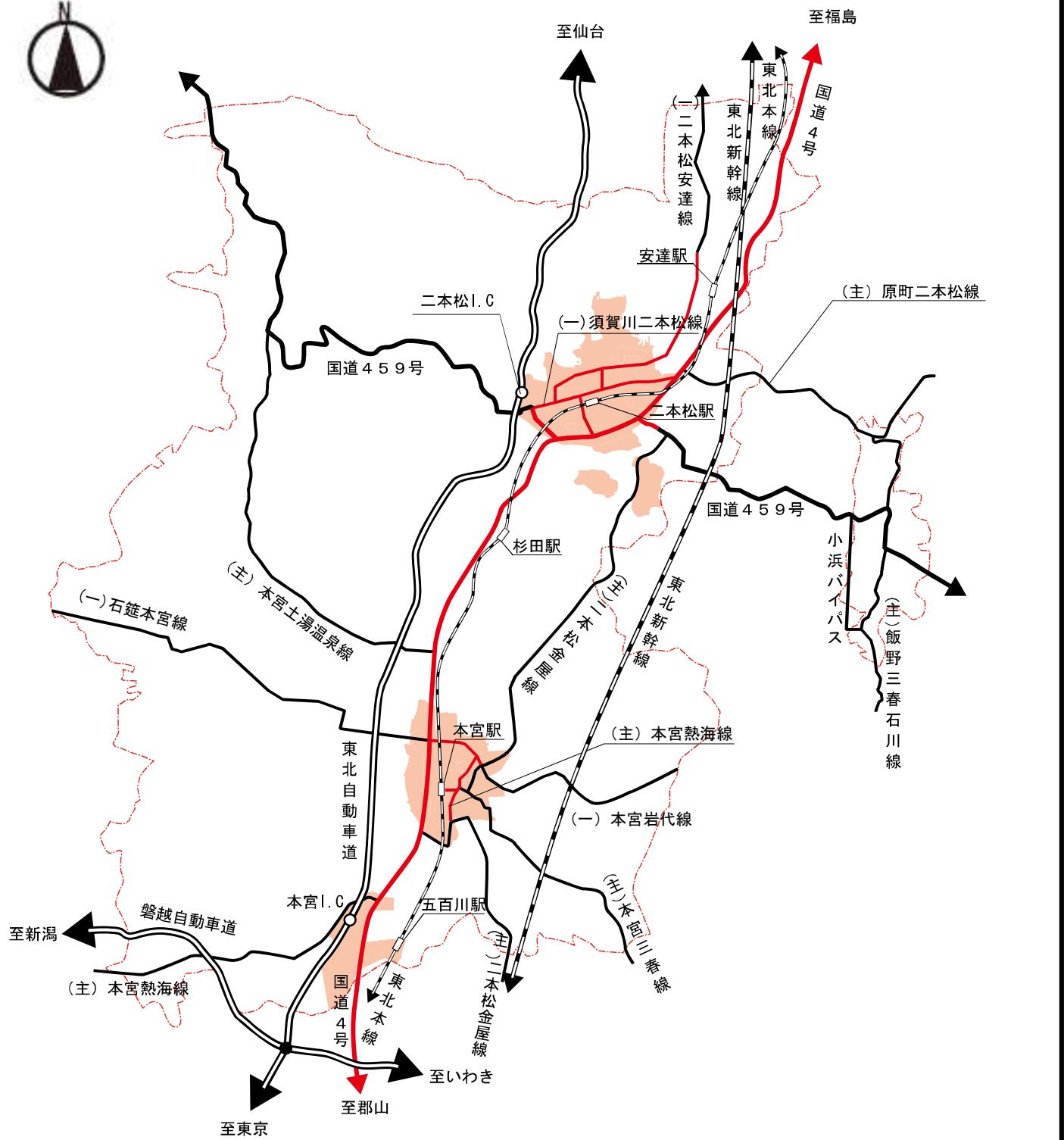


### 一凡 例一

-----	都市計画区域	住居系市街地
=====	自動車専用道路	商業系市街地
====	自動車専用道路（計画）	工業系市街地
---	主要幹線道路	集落
—	鉄道	農地
—	河川	その他自然

附図3 土地利用方針図（参考）

-二本松本宮都市計画区域-

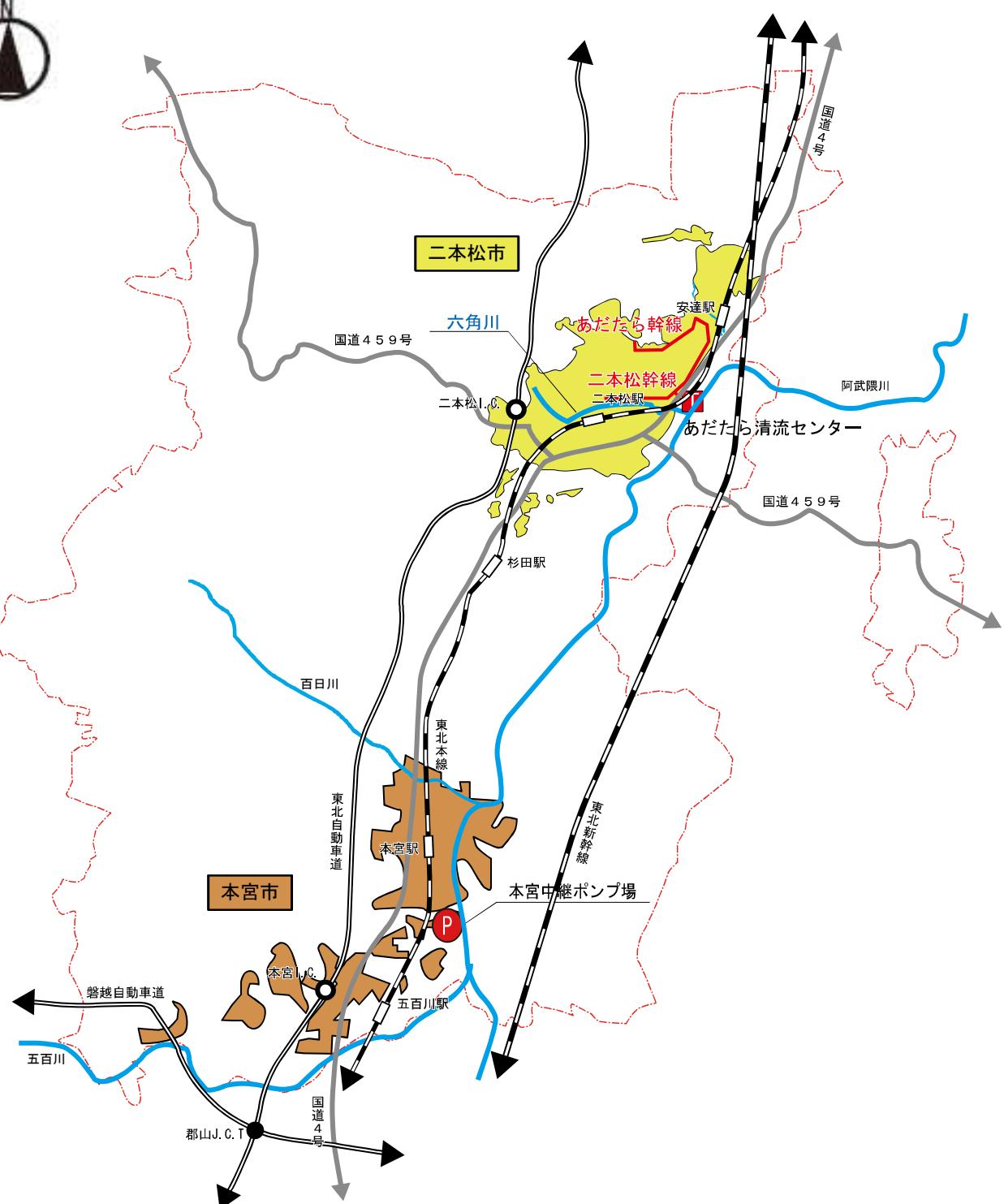


#### 一凡 例一

	都市計画区域		主要地方道等
	自動車専用道路		主要地方道等（計画）
	自動車専用道路（計画）		市街地
	国道		鉄道
	国道（計画）		
	※ 赤で示す路線は都市計画道路		

附図4 交通施設方針図（参考）

-二本松本宮都市計画区域-

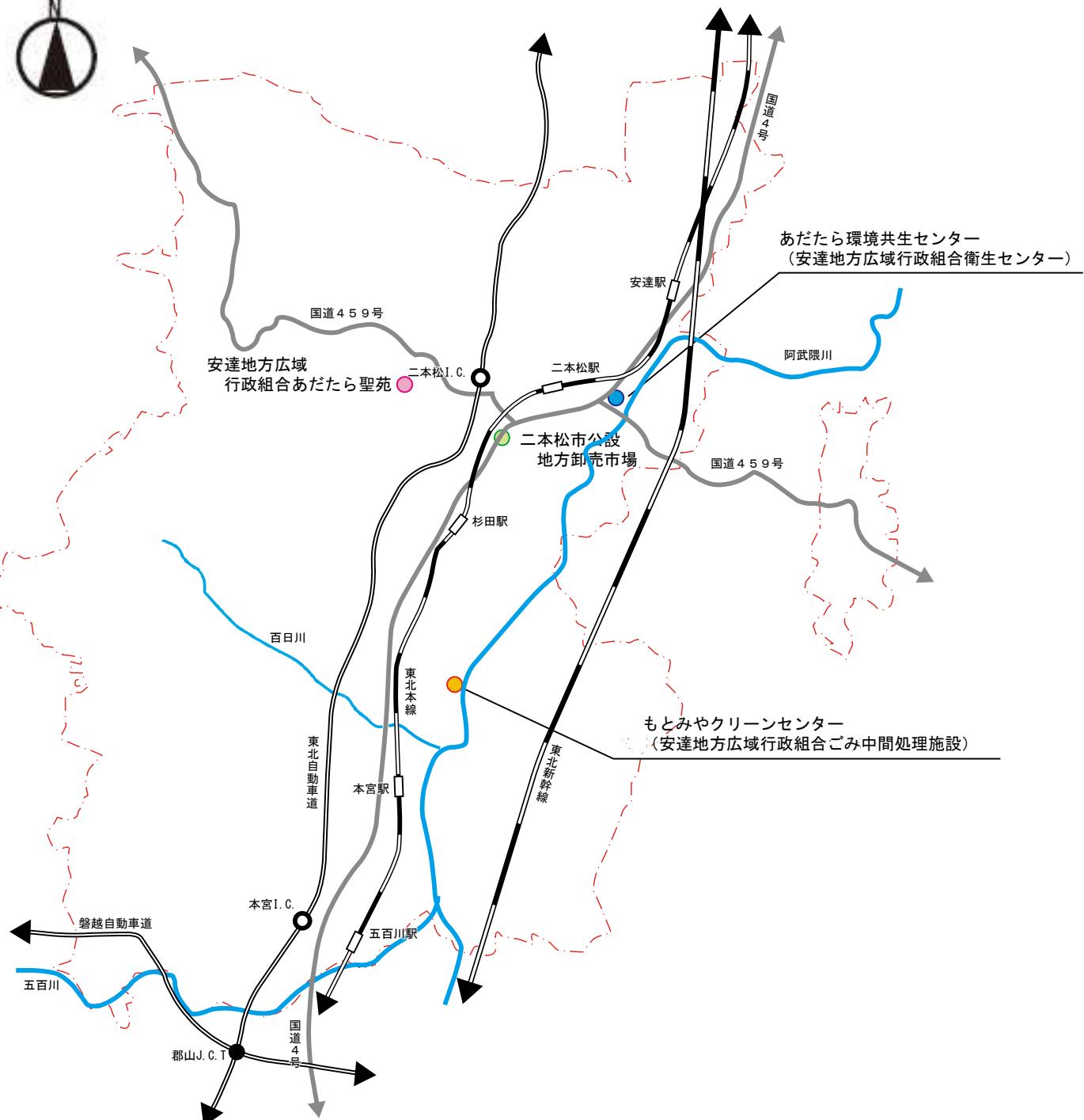


#### 一例

- - -	都市計画区域	□	下水道 (流域・公共)
— — —	自動車専用道路	● P	ポンプ場
— = —	自動車専用道路 (計画)	● T	処理場
— — —	主要幹線道路	—	管渠
— — —	鉄道	— —	河川

附図5 下水道整備の方針図 (参考)

-二本松本宮都市計画区域-



### 一例 例一

- |       |             |   |          |
|-------|-------------|---|----------|
| ----- | 都市計画区域      | ● | 汚物処理場    |
| ===== | 自動車専用道路     | ● | ごみ焼却場    |
| ====  | 自動車専用道路（計画） | ● | 市場       |
| ===== | 主要幹線道路      | ● | 火葬場      |
| ===== | 鉄道          | ● | と畜場      |
| ===== | 河川          | ● | その他の処理施設 |
| ===== | 墓園          | ■ | 運動場      |

附図6 その他都市施設整備の方針図（参考）  
-二本松本宮都市計画区域-



附図7 自然的環境の整備又は保全に関する方針図（参考）

-二本松本宮都市計画区域-